

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、地方税(個人住民税・固定資産税・軽自動車税)の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。【令和5年3月14日終了(評価書番号6との統合による)】

特記事項

地方税法および国税徴収法に基づき、滞納者の特定個人情報等を保護している

## 評価実施機関名

宮古島市長

## 公表日

令和3年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む)</p> <p>具体的な事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状の発送</li> <li>・納付書の再発行</li> <li>・催告(電話催告・文書催告)</li> <li>・納税誓約</li> <li>・実態調査(戸籍・住民票・不動産登記簿・預金・所得等)</li> <li>・滞納処分(債権・不動産等)</li> <li>・執行停止</li> </ul>
③システムの名称	COKAS-AD II、滞納管理システム(CARS)、Excel
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納整理情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16項</li> <li>・地方税法、国税徴収法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 納税課 代表(0980)72-3751

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施	2)実施しない	1)実施する		
平成28年12月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	なし	宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基	事後	条例制定に伴う変更
平成28年12月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 垣花 秀昭	納税課長 渡久山 繁	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月21日	II. 1	平成27年2月29日時点	平成28年12月21日時点	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月21日	II. 2	平成27年2月29日時点	平成28年12月21日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 渡久山 繁	納税課長	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月28日	II. 1	平成28年12月21日時点	平成29年12月28日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月28日	II. 2	平成28年12月21日時点	平成29年12月28日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月12日	II. 1	平成29年12月28日時点	平成30年12月12日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月12日	II. 2	平成29年12月28日時点	平成30年12月12日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月8日	I. 4. ①	実施する	実施しない	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月8日	IV		新規	事後	
令和1年12月3日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの	COKAS-AD II、滞納整理システム、Excel	COKAS-AD II、滞納管理システム(CARS)、Excel	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月3日	II. 1	平成30年12月12日時点	令和1年12月3日時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月3日	II. 2	平成30年12月12日時点	令和1年12月3日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月3日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託	委託していない	十分である	事後	電話催告センター設置に伴う変更
令和2年12月3日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転していない	十分である	事後	・電話催告センター設置に伴う変更・新庁舎移転に伴う変更
令和2年12月3日	II. 1	令和1年12月3日時点	令和2年12月3日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月3日	II. 2	令和1年12月3日時点	令和2年12月3日時点	事後	見直しに伴う変更